

平成 年 月 日 税務署長殿		事業種目 <small>期末現在の資本金の額又は出資金の額</small>	青色申告 一連番号
納税地 電話( ) -	同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等	非中法人等	整理番号
本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ)	同非区分 同族会社 非同族会社		事業年度(至)
法人名	旧納税地及び旧法人名等		売上金額
法人番号	恒久的施設の有無及びその種類 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	支店等 <input type="checkbox"/> 建設作業場等 <input type="checkbox"/> 代理店 <input type="checkbox"/>	申告年月日
代表者氏名/住所 (フリガナ)	添付書類 貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書		申告区分 法人税 <input type="checkbox"/> 関 <input type="checkbox"/> 期限 <input type="checkbox"/> 修正 <input type="checkbox"/> 地方 <input type="checkbox"/> 関 <input type="checkbox"/> 期限 <input type="checkbox"/> 修正 <input type="checkbox"/>

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書  
 課税事業年度分の地方法人税 申告書  
 平成 年 月 日 (中間申告の場合 平成 年 月 日) 申告書  
 この申告書による法人税額の計算

恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	所得金額又は欠損金額(別表四「49の①」)	十億	百万	千	円	その他の国内源泉所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	所得金額又は欠損金額(別表四「49の①」)	十億	百万	千	円
1						12					
2	法人税額(50)又は(51)					13	法人税額(63)又は(64)				
3	法人税額の特別控除額 (1)～(10)の合計(別表七「1」)					14	法人税額の特別控除額 (1)～(10)の合計(別表七「1」)				
4	差引法人税額(2)-(3)					15	差引法人税額(13)-(14)				
5	リース特別控除取戻税額等					16	リース特別控除取戻税額等				
6	法人税額計(4)+(5)				00	17	法人税額計(15)+(16)				00
7	控除税額(16)と(54)のうち少ない金額					18	控除税額(17)と(65)のうち少ない金額				
8	差引所得に対する法人税額(6)-(7)					19	差引所得に対する法人税額(17)-(18)				
9	欠損金等 欠損金又は災害損失金の差引控除額 (別表七「1」の④)と別表七「1」の⑤ のうち少ない金額(別表七「1」の⑥)					20	欠損金等 欠損金又は災害損失金の差引控除額 (別表七「1」の④)と別表七「1」の⑤ のうち少ない金額(別表七「1」の⑥)				
10	翌期へ繰り越す欠損金 又は災害損失金(別表七「1」の⑤の合計)					21	翌期へ繰り越す欠損金 又は災害損失金(別表七「1」の⑤の合計)				
11	この申告が修正申告である場合の この申告前の所得金額又は欠損金額(6)					22	この申告が修正申告である場合の この申告前の所得金額又は欠損金額(7)				
23	(56)のうちその他の国内源泉所得に 係る法人税額から控除できる金額 (19)と(56)のうち少ない金額					30	所得税額等の還付金額(24)+(26)				
24	控除しきれなかった金額(56)-(23)					31	中間納付税額(28)-(27)				
25	(67)のうち恒久的施設帰属所得に 係る法人税額から控除できる金額 (18)と(67)のうち少ない金額					32	欠損金の繰戻しによる 還付請求税額				
26	控除しきれなかった金額(67)-(25)					33	計(30)+(31)+(32)				
27	合計(8)-(25)+(19)-(23)				00	34	この申告が修正申告である 場合のこの申告により納付 すべき法人税額又は減少 する還付請求税額(76)				00
28	中間申告分の法人税額				00						
29	差引確定(中間申告の場合はその 法人税額(27)-(28)税額とし、マイナスの 場合は、131へ記入)				00						

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額(6)+(6の外書)+(17)+(17の外書)	35				000	この申告前の課税標準法人税額(79)	42				000
所得地方法人税額(78)	36					この申告により納付すべき地方法人税額(83)	43				00
外国税額の控除額(別表六の三「47」)	37					剰余金・利益の配当(剰余金の分配)の金額					
差引地方法人税額(36)-(37)	38				00	残余財産の最後の分配又は引渡しの日		平成 年 月 日	決算確定の日	平成 年 月 日	
中間申告分の地方法人税額	39				00	還付を受ける金融機関等		銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所	郵便局名等		
差引確定(中間申告の場合はその 地方法人税額(38)-(39)税額とし、マイナスの 場合は、(41)へ記入)	40				00	口座番号		ゆうちょ銀行の 貯金記号番号			
この申告による還付金額(39)-(38)	41					※税務署処理欄					

## 別表一の三及び別表一の三次葉の記載の仕方

- 1 この申告書は、外国法人である普通法人及び人格のない社団等が法人税及び地方法人税について確定申告又は仮決算による中間申告をする場合に記載します。
  - 2 「旧納税地及び旧法人名等」には、当期中に納税地又は法人名に変更があった場合に、変更前の納税地又は法人名を記載します。なお、納税地と国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下「事務所等」といいます。）のうち主たるもの所在地とが異なる場合には、その国内にある主たる事務所等の所在地を記載します。
  - 3 「事業年度分の法人税 申告書」及び「課税事業年度分の地方法人税 申告書」の空欄には、確定申告書と中間申告書との区分に応じてそれぞれ「確定」又は「中間」（修正申告の場合は、「修正確定」又は「修正中間」と記載します。  
なお、法人税のみ修正申告を行う場合には、「課税事業年度分の地方法人税 申告書」を二重線で消去し、地方法人税のみ修正申告を行う場合には、「事業年度分の法人税 申告書」を二重線で消去します。  
また、期限後申告書である場合には、「期限後確定」と記載してください。
  - 4 この申告が中間申告である場合には、  
「

中間申告の場合	平成	年	月	日
の計算期間	平成	年	月	日

」にその計算期間を記載してください。
  - 5 「この申告書による法人税額の計算」並びに次葉の「法人税額の計算」及び「この申告が修正申告である場合の計算」の各欄は、次により記載します。
    - (1) 「リース特別控除取戻税額等5」及び「リース特別控除取戻税額等16」の各欄は、当期の別表三(二)の「27」、別表三(二)の「28」、別表三(三)の「23」及び別表六(三十)の「31」の金額がある場合に、これらの金額を記載します。
    - (2) 「法人税額計6」及び「法人税額計17」には、措置法第62条第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)に規定する使途秘匿金の支出がある場合に、使途秘匿金の支出の額の40%相当額をこの欄の上限に外書として記載します。  
この場合、「控除税額7」及び「差引所得に対する法人税額8」の各欄は、「6」の外書に記載した金額を「6」に含めて計算し、「控除税額18」及び「差引所得に対する法人税額19」の各欄は、「17」の外書に記載した金額を「17」に含めて計算します。
    - (3) 次葉の「中小法人等の場合」の各欄は、法第143条第2項(外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率)の規定の適用を受ける外国法人が記載します。
    - (4) 「欠損金の繰戻しによる還付請求税額32」から「この申告が修正申告である場合のこの申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額34」までの各欄及び「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額76」の外書には、法第144条の13(欠損金の繰戻しによる還付)の規定により還付の請求をした法人税の額で還付されていないものがあるときに、その還付金の額を記載します。
    - (5) 「所得税額等の還付金額30」は、仮決算による中間申告をする場合において、法第144条の11(所得税額等の還付)の規定による還付を受けようとするときは、次に掲げる金額の合計額を記載します。
      - イ 「所得税の額52」の金額、「控除しきれなかった金額24」の金額又は法第141条第1号イ(課税標準)に掲げる国内源泉所得に係る別表七(一)「13の③」の金額のうち、いずれか少ない金額
      - ロ 「所得税の額65」の金額、「控除しきれなかった金額26」の金額又は法第141条第1号ロに掲げる国内源泉所得若しくは同条第2号に定める国内源泉所得に係る別表七(一)「13の③」の金額のうち、いずれか少ない金額
    - (6) 「欠損金の繰戻しによる還付請求税額32」及び「この申告前の還付金額75」の各欄は、修正申告をする場合において、法第144条の13第13項において準用する
- 法第80条第7項(欠損金の繰戻しによる還付)の規定により還付する金額に係る還付加算金があるときは、当該還付加算金の額を含めて記載します。
- (7) 「(45)の23.4%又は23.2%相当額49」は、次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。
    - イ 当期が平成30年4月1日前に開始した事業年度である場合  
(45)の23.4%又は23.2%相当額
    - ロ 当期が平成30年4月1日以後に開始する事業年度である場合  
(45)の23.4%又は23.2%相当額
  - (8) 「法人税額(47)の23.4%又は23.2%相当額51」は、次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。
    - イ 当期が平成30年4月1日前に開始した事業年度である場合  
(47)の23.4%又は23.2%相当額
    - ロ 当期が平成30年4月1日以後に開始する事業年度である場合  
(47)の23.4%又は23.2%相当額
  - (9) 「所得税の額52」は、法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る別表六(一)「6の③」の内書に金額の記載がある場合には、その金額を当該国内源泉所得に係る「別表六(一)「6の③」」の金額から控除した金額を記載します。
  - (10) 「(58)の23.4%又は23.2%相当額62」は、次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。
    - イ 当期が平成30年4月1日前に開始した事業年度である場合  
(58)の23.4%又は23.2%相当額
    - ロ 当期が平成30年4月1日以後に開始する事業年度である場合  
(58)の23.4%又は23.2%相当額
  - (11) 「法人税額(60)の23.4%又は23.2%相当額64」は、次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。
    - イ 当期が平成30年4月1日前に開始した事業年度である場合  
(60)の23.4%又は23.2%相当額
    - ロ 当期が平成30年4月1日以後に開始する事業年度である場合  
(60)の23.4%又は23.2%相当額
  - (12) 「所得税の額65」は、法第141条第1号ロに掲げる国内源泉所得又は同条第2号に定める国内源泉所得に係る別表六(一)「6の③」の内書に金額の記載がある場合には、その金額をこれらの国内源泉所得に係る「別表六(一)「6の③」」の金額から控除した金額を記載します。
- 6 「この申告による地方法人税額の計算」及び次葉の「地方法人税額の計算」の各欄は、次により記載します。
    - (1) 「この申告による還付金額41」の外書には、法第144条の13第11項の還付請求書を提出する場合に、法第144条の13第1項各号又は第2項に規定する還付所得事業年度に該当する課税事業年度の地方法人税法第23条第1項に規定する確定地方法人税額のうち、法第144条の13第1項(同条第9項又は第10項において準用する場合を含みます。)又は第2項(同条第10項において準用する場合を含みます。)の規定による請求により還付を受けようとする法人税の額に係る金額を記載します。なお、修正申告をする場合において、当該金額が減少するときはその減少後の金額を記載し、既に地方法人税法第23条第1項の規定により還付を受けた金額に係る還付加算金があるときは当該還付加算金の額のうち当該減少後の金額に係る金額を含めて記載します。
    - (2) 「この申告前の欠損金の繰戻しによる還付金額82」は、地方法人税法第23条第1項の規定により還付を受けた金額に係る還付加算金があるときは、当該還付加算金の額を含めて記載します。